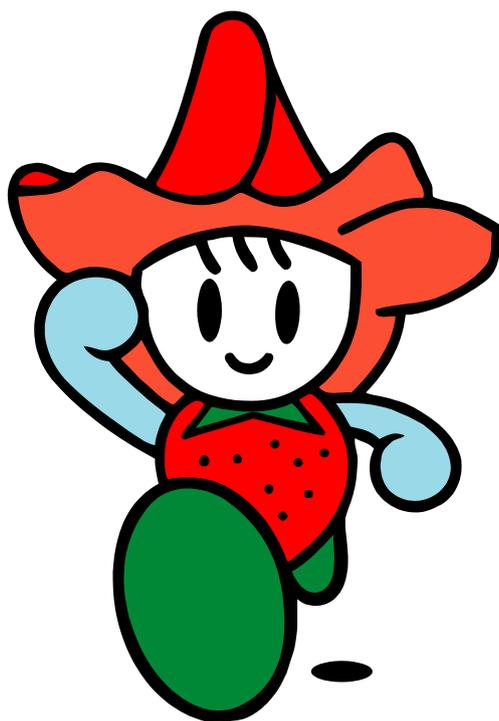


鹿沼市学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)

運営マニュアル



鹿沼市教育委員会事務局生涯学習課

令和3年1月（令和4年4月改定）



目次

1	鹿沼市学校運営協議会導入の趣旨	2
2	鹿沼市学校運営協議会の推進のポイント	2
(1)	組織	2
①	学校評議員制度から学校運営協議会制度へ	
②	鹿沼市学校協働本部と連携を深めた学校運営協議会	
(2)	機能	3
①	校長が作成する学校運営の基本方針を承認する	
②	学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができる	
③	教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について意見を述べるができる	
(3)	導入に向けた準備	3
①	ビジョンや課題を全員で共有し、共通の目標を設定する	
②	組織づくり	
3	鹿沼市学校運営協議会の運営の具体的な留意点	5
(1)	学校運営協議会の年間の流れ	5
(2)	学校運営協議会委員の推薦および委嘱	5
①	委員の定数	
②	委員の選出区分	
③	委員の任期	
(3)	会長及び副会長の選出	6
(4)	学校運営協議会における学校運営の基本的な方針の承認	8
(5)	学校運営協議会における教育活動への意見の申出	9
①	意見の内容	
②	校長への申出についての対応及び反映	
③	教育委員会への申出についての対応及び反映	
(6)	学校評価・守秘義務・情報公開について	10
①	学校評価について	
②	守秘義務について	
③	情報公開について	
4	参考資料	12
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連提出書類様式 ・ 鹿沼市学校運営協議会規則 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5） ・ その他 諸参考資料 	別紙

1 鹿沼市学校運営協議会導入の趣旨

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と家庭・地域を取り巻く課題は複雑化、多様化しています。これからの学校は、変化の激しい社会の動向に目を向け、教育課程を工夫し、子供たちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。学習指導要領には「社会に開かれた教育課程」の実現が明記されており、家庭や地域住民と情報や課題を共有するとともに、「これからの時代を生きえる子供たちのために」というビジョンを設定し、同じ思いで教育活動を進めていかなければいけません。また、子供たちの学びは教育課程だけでなく、家庭や地域での学びや発達の段階に応じた「心の成長」等について、保護者や地域住民と膝をつき合わせ一緒に考え協議することが必要です。今までも学校評議員制度のもとに、地域からの意見を学校運営に反映してきましたが、これからは一歩進め、**学校と家庭・地域が方向性を合わせ“一体となって”子供たちの成長にかかわっていける体制を作り、子供たちの主体性・多様性・協調性を身につける機会をより多く設け、社会総がかりで子供たちを育む体制づくりに取り組むことが必要です。**

そこで、既存の学校評議員制度を見直し、学校と家庭・地域それぞれの立場の人たちが、学校運営に当事者意識をもって参画するとともに、地域に根差した公民館や、既存の地域コーディネーター、鹿沼市地域学校協働本部と連携しながら、合議制の機関である学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入していきます。

2 鹿沼市学校運営協議会推進のポイント



(1) 組織

① 学校評議員制度から学校運営協議会制度へ

これまでの学校評議員制度は評議員一人一人が意見を個別に校長へ述べる仕組みでした。学校運営協議会制度では、学校運営について校長を含めた委員の合議制による協議を行うことで、保護者や地域住民の当事者意識を高め、学校と家庭・地域の一体性が高まります。

② 鹿沼市地域学校協働本部と連携を深めた学校運営協議会

地域による学校の「支援」という一方向性から、地域と学校のパートナーシップに基づく「協働」という双方向性へと転換していきます。地域が抱える課題、実情など、特色を把握したうえで、地域と学校の連携・協働を進めることで、子供たちの学びや体験活動の充実、教職員が子供と向き合う時間の確保、地域の教育力の向上等が図られます。

(2) 機能

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5では、学校運営協議会の主な3つの役割が規定されています。ただし、鹿沼市では、必須条件ではない「教職員の任用に関する事項」については、定めていません。

① 「校長が作成する学校運営に関する基本方針を承認する」

(地教行法第 47 条の 5 第 4 項)

校長の作成する「学校運営の基本方針の承認」を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。地域住民が校長とともに学校運営を背負っているという自覚と意識を高め、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援していただきます。そして、お互いに当事者意識を持って目指すところを共有し、協働的な活動へとつなげていきます。

② 「学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる」

(地教行法第 47 条の 5 第 6 項)

広く地域住民等の意見を反映させる観点から、校長が作成する基本方針の承認の他、学校の運営全般について教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができます。そのことにより、学校だけでは気づくことのできなかった学校の魅力や課題を共有することができます。学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、保護者や地域住民の代表による合議体としての意見を述べることとなります。

③ 「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」

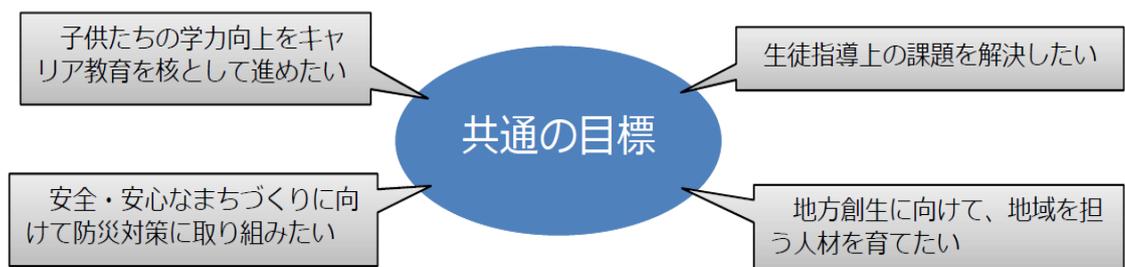
(地教行法第 47 条の 5 第 7 項)

※ 鹿沼市では定めていません。

(3) 導入に向けた準備

① ビジョンや課題を全員で共有し、共通の目標を設定する

近年、学校や地域が抱えている課題は複雑かつ多岐にわたっており、学校だけ、地域だけで解決することが難しくなっています。そのため、学校は地域の意見を取り入れ、地域との連携・協働を図りながら教育活動を展開していく必要があります。コミュニティ・スクールは、学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンを持つことから始まります。



② 組織づくり

学校運営協議会を組織するにあたっては、まず、教職員・保護者・地域住民に対して、設置した目的や仕組みなどの理解を図る必要があります。その際、学校評議員等の既存の仕組みを生かすなど学校や地域の実情に応じた組織づくりを行います。

また、地教行法第47条の5「二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。」を勘案し、中学校区または、近隣の小学校同士において、学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合は合わせてひとつの学校運営協議会とすることができます。

学校運営協議会設置イメージ（※学区ごとの例）  別資料あり【形態】

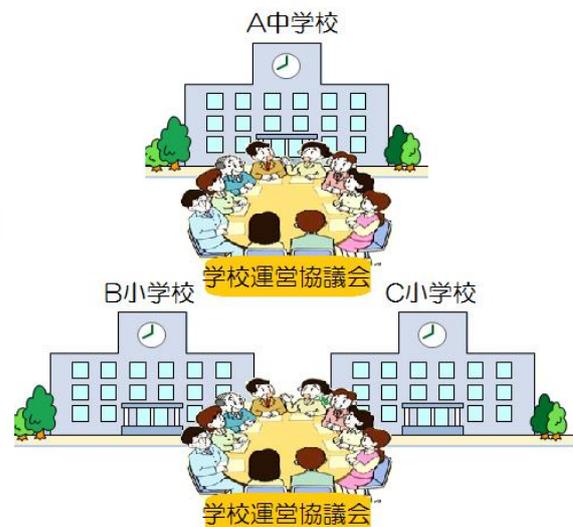
Case1 単独設置 （各学校に設置）



Case2 中学校区設置1 （学区の学校に1つ設置）



Case3 中学校区設置2 （一部合同設置）





3 鹿沼市学校運営協議会の運営の具体的な留意点

鹿沼市内全小中学校において学校運営協議会制度の導入に向けて、ここでは、年間の流れを示すとともに、委員の選出から会の進め方の具体的な留意点について記載します。

(1) 学校運営協議会の年間の流れ（めやす） 別資料あり【推進スケジュール】

	実施前年度	実施後	
		学校運営協議会	学校運営協議会事務局
4月	□推進委員会委員の選出	□学校運営の基本方針の確認 □会長及び副会長の選出	□学校運営協議会の開催計画
5月		□学校の教育活動への内容及び支援・参画に関する協議 □学校、家庭及び地域における教育課題解決の協議 等	□教育委員会への意見書提出（随時） ※参考資料（P12～）を参照
6月			
7月			
8月			
9月			
10月	□学校運営協議会推進委員会の実施	□学校評価についての協議	□学校評価報告（3月）
11月		□次年度学校運営の基本方針について協議 □次年度委員の選出	□教育委員会へ委員の推薦 ※参考資料（P12～）を参照
12月			
1月	□次年度学校運営協議会委員の選出		
2月			
3月			

(2) 学校運営協議会委員の推薦および委嘱

① 委員の定数

協議会は、委員15人以内をもって組織する。（鹿沼市学校運営協議会規則第8条）

※当該校の教職員を除いた定数です。

Q1 最大15人ということですが、実際何人くらいいけばよいのでしょうか？

A1 地教法第47条の5第2項に規定している者のうち

地域住民の代表 3名程度

保護者の代表 2名程度

学校運営に資する活動を行うもの（地域連携コーディネーター）1名程度等
6名以上であることが望ましいと考えます。

② 委員の選出区分  別資料あり【メンバー】

学校運営協議会委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 1 対象学校（略）の所在する地域の住民
- 2 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 3 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 その他当該教育委員会が必要と認める者

（地教法第47条の5第2項）

コミュニティ・スクールの趣旨に照らし、学校運営協議会の委員には、保護者と地域代表者の参画が不可欠です。また、学校と地域のつなぎ役になっている地域コーディネーター等、学校の教育活動に対する日頃からの関心がある方を委員に加えることにより、学校運営と連携した支援が期待できます。

Q2 委員にふさわしい人材をどのように探せばよいでしょうか？



- A2 それぞれの学校・地域には、これまで学校評議員を務めていただいた方や、PTA活動、学校支援活動に熱心に取り組んでいる方、または地域に公民館がある場合は公民館に携わる方から委員を選任するのが望ましいと思われます。
- このような人材を学校、地域で育成していくことも大切だと思います。日頃の学校支援活動の中で担い手の育成についてもご検討ください。

Q3 自治会や協議会の役員等を「あて職」にするのはいかがでしょうか？



- A3 「あて職」であれば、選出が長期的に安定できるというメリットがあります。しかし、委員は学校運営への参画という大切な役割を担うため、人物本位で選ばないと充実した協議・活動には繋がらないこともあります。また、「あて職」という意識が浸透すると、委員自身の判断で引き継いでしまい、学校運営への当事者意識の低下に繋がる可能性がでてきてしまいます。役職は委員選出の大切な判断材料となりますが、人物本位を考慮したうえでの選出を忘れてはいけません。

Q4 委員の選出はいつまでにすればよいでしょうか？

- A4 選出については前年度の「次年度学校運営の基本方針について協議」が行われた後から年度末までに、固められると年度切り替え後がスムーズに進みます。可能な範囲で選出をしておくとうよいと思います。

③ 委員の任期

委員の任期は、任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、前条第2項の規定により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、委員は、その属する協議会の対象学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、その職を失う。

(鹿沼市学校運営協議会規則第9条)

学校と地域がともにつくる学校運営協議会では、積極的な参画、活発な議論等が大切になります。複数年の任期にした場合、委員の不適應や組織の停滞化等による実働性の低下が心配されます。そこで任期は1年としました。一方で保護者や地域住民の代表として積極的に活動している委員には、継続していただきたいと考え、再任を妨げないことも明文化しました。

Q4 「再任されることを妨げない。」とあるが、理由は何か？

A4 校長をはじめ学校の職員には定期的に異動があり、いつまでもその学校にかかわり続けることができません。



それに対して、保護者や地域住民のほとんどの人は、その地域に住み、学校との関りも長く続きます。学校での充実した教育活動や地域の教育力の向上及び地域の活性化を図るためには、計画的かつ継続的な取組も必要となります。

そのことから前向きな考えで積極的に活動する委員には、学校や地域のために委員として長く活躍していただきたいと考えています。

(3) 会長及び副会長の選出

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

(鹿沼市学校運営協議会規則第12条第1項)

学校運営協議会を代表する立場として、会長を置き、会長の補佐役または不在の場合に代理を務める副会長を置きます。

会長の職務には、主に次のようなことがあります。

- ・協議会の開催について委員を招集すること。
- ・協議を進行し意見をまとめること。
- ・教育委員会への意見具申について、代表者となること。

これら以外に、対外的に当該として意見を述べるなどがあります。副会長はこれらの職務の補佐及び代理を行います。

(4) 学校運営協議会における学校運営の基本的な方針の承認

学校運営協議会の権限・機能である「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」について、法律および鹿沼市教育委員会規則では次のように定めています。

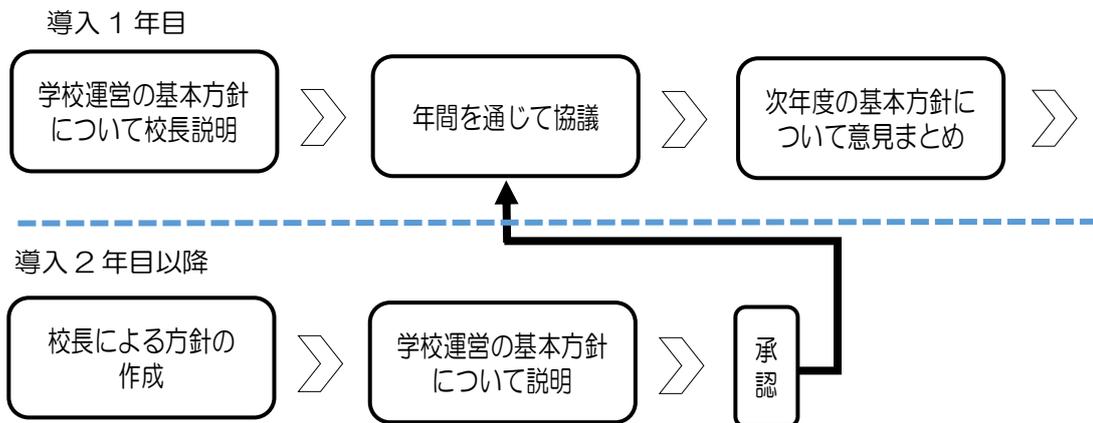
- 学校経営計画に関すること。
- 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
- 学校と関係者との連携による教育の充実に関すること。
- その他対象学校の校長が必要と認める事項

(地教法第 47 条の 5 第 4 項)

(鹿沼市学校運営協議会規則第 5 条)

学校運営協議会が進める保護者・地域住民の学校運営への参画について、その要となるのがこの権限・機能です。国のきまりである「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第 47 条の 5）」に、学校運営協議会が必ず行うこととして定められています。この「基本方針への承認」が行われなければ、学校運営協議会として認められません。

学校運営協議会の大きな流れ



Q5 学校運営協議会における「基本方針への承認」は、どのように行えばよいのでしょうか？

A5 「基本方針への承認」は、学校運営協議会において委員総意のもと、会長が取りまとめて承認を行うこととなります。

具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。なお、この承認については、後日、各学校から教育委員会へ報告していただくこととなります。

※報告書の様式は、参考資料（P12～）を参照

Q6 学校運営協議会において承認が得られない場合はどうすればよいのでしょうか？

A6



「基本方針への承認」が1回の協議で成り立たなかった場合は、議論を尽くし、成案を得るよう努めなければならないので、内容についての改善等を図り、再協議を行ってください。なお、承認が得られない期間中においても、学校における教育活動は校長の指示のもと勧めます。再協議を重ねても承認が得られない場合には、教育委員会の担当者までご相談ください。

(5) 学校運営協議会における教育活動への意見の申出

学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(地教法第47条5第6項)

学校運営協議会は、学校運営の基本的な方針の承認に留まらず、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は、校長に対して意見を述べることができると規定されています。

① 意見の内容

協議会からの意見の内容としては、校長に対しては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。また、教育委員会に対しては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大等の市教育行政の全般にかかわる制度や仕組みについてなどが考えられます。

② 校長への申出についての対応及び反映

学校の運営及び教育活動についての意見は、学校運営協議会において聴取することになります。なお、この意見の反映については学校任せにせず、それぞれに委員の当事者意識によって生かされるようにしていくことが大切です。

③ 教育委員会への申出についての対応及び反映

学校運営協議会での協議において、学校単位では解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、教育委員会へ当該学校運営協議会として、書面にて意見の申出を行います。その際は、あくまでも合議体として行うことが留意点として示されています。なお、学校運営協議会より提出された意見については、教育委員会内において対応を協議し、口頭もしくは書面にて回答を行うとともに、解決に努めます。



本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第 47 条の 5）」の規定に示してある学校運営協議会の権限・機能のうち「教職員の任用に関すること」を当面、規則に加えないことにしました。全国的な実態として、この権限・機能に対し「人事を混乱させる」「教職員への個人的な批判につながる」等のマイナス要素を危惧する傾向が見られます。そうした面から、不安要素を回避し、円滑に学校運営協議会設置に向かえるよう考えました。ただし今後の課題として検討を重ねていきます。

(6) 学校評価・守秘義務・情報公開について

学校運営協議会については、これまで説明してきたほかにも、権限・機能や委員としての責務があります。

① 学校評価について

協議会は、毎年度 1 回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。
2 法第 47 条の 6 第 5 項の規定による情報の提供は、協議会の活動状況を公開することその他の適切な方法により行うものとする。

（鹿沼市学校運営協議会規則第 6 条）

本市では、これまで各小中学校の運営や教育活動への評価を学校評議員からの意見聴取や保護者へのアンケートによって行ってきました。

学校運営協議会は、これまでの評価機能を受け継ぐものとし、**学校の自己評価をもとに学校の課題や魅力を発見する「学校関係者評価」を行うこととなります。**

ただし、従前のシステムは学校運営の PDCA サイクルにおけるチェック機能「C…Check（評価）」の部分を担当していたことに対し、学校運営協議会は、「P…Plan（計画）」「D…Do（実行）」「C…Check（評価）」「A…Action（改善）」のすべてに対して**当事者意識をもって参画していくことが望まれます。**さらに**学校運営協議会自体の自己評価**を併せて行うことが望ましいとされています。

評価内容の公開方法は、学校 HP への掲載または学校だよりの掲載、配布等が考えられます。

② 守秘義務について

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（鹿沼市学校運営協議会規則第 10 条第 1 項）

保護者や地域住民代表等が学校運営協議会委員として知りえる情報には、個人情報も含めて公にすることが望ましくないものがあります。

職務上知りえたことを外部に漏らさないことを「守秘義務」といいます。学校運営協議

会においては、子どもたちに関することも多く話されますので、**人権上の配慮からも「守秘義務」徹底を強く図っていく必要があります。**

③ 情報公開について

会議は、特別の事情がある場合を除き、公開とする。

(鹿沼市学校運営協議会規則第 14 条)

学校運営協議会での協議内容については、**原則公開**となります。コミュニティ・スクールでは、協議会委員ではない保護者や地域住民とも同じビジョンを持って進めていくことが大切です。会議の傍聴や協議内容（議事録）の公開は、その考え方によって行っていくこととなります。**特別の事情がある場合としては、個人に関する情報を取り扱う場合には非公開とすることができます。また、傍聴を希望する際は、あらかじめ会長に申し出ることが必要です。**なお、会議の開催周知や議事録等の情報については、各学校のホームページや学校だより等により情報の公開を図ってください。

Q7 協議内容（議事録）をホームページや学校だよりに掲載する場合に配慮することは？

A7 情報の公開においては、個人情報の流出およびプライバシーの侵害になること、また風評やいじめにつながる等の人権上の問題になることに対して十分な配慮をお願いします。また、議事録については、委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において決まったことを情報として公開してください。



4 参考資料

- 関連提出書類様式

様式1：「学校運営協議会委員の推薦」に関する報告書様式

様式2：「学校運営協議会委員の推薦名簿」に関する意見提出書様式

様式3：「学校運営基本方針の承認」に関する提出書様式

様式4：「教育委員会への意見の申出」に関する提出書様式

様式5：「学校運営協議会事業実施報告」に関する提出書様式

様式6：「学校運営協議会決算報告」に関する提出書様式

- 鹿沼市学校運営協議会規則

- 地方教育行政の取組及び運営に関する法律（第47条の5）

